

交通機関等利用児童・生徒通学費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徒歩による通学が困難な地域から、又は通学の安全確保のため、八王子市立の小学校及び中学校へ交通機関等を利用して通学している児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の保護者の負担軽減を図るためにその通学に要する経費の一部を補助するものとし、その交付については補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する児童・生徒の保護者とする。

- (1) 徒歩による通学が困難（通学距離が概ね2キロメートル以上）、身体的理由又は通学の安全確保のため、交通機関を利用して通学することについて、学校長の許可を受けている。
- (2) 在籍校の通学区域内又は選択区域、許可区域に居住している。
- (3) 今年度中3か月（年度途中転入・転出者は1か月）以上交通機関等を利用し、継続して定期券を購入している。（交通機関利用の場合）
- (4) 教育扶助又は就学援助として、通学費の支給を受けていない。

(補助金額)

第3条 通学区域内から交通機関等を利用して通学する児童・生徒の保護者に対する補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 公共交通機関を利用する場合、最も経済的な経路及び方法により通学に要する交通費の額（別記1「公共交通機関を利用した場合の交通費の支給額」により算定するものとする。）
- (2) 八王子市立浅川小学校旧案内分校（平成14年3月31日廃校）学区より八王子市立浅川小学校に通学する児童が保護者又は保護者から委任された者の運転する自家用車を利用するときは、自宅から学校又は最寄りの駅若しくはバス停留所までの最も経済的な経路によって算定されるガソリン代等に相当する額（別記2「自家用車で送迎する場合のガソリン代等の支給額」により算定するものとする。）

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者は、当年4月分から同年9月分まで（以下「前期分」という。）の補助金にあっては同年10月に、同年10月分から翌年3月分まで（以下「後期分」という。）及び年度途中転居等の事由により10月までに申請のなかった前期分の補助金にあっては翌年3月に、通学費補助申請書、口座振込依頼書兼代理人選任届（様式1、様式2（様式略）。以下「申請書」という。）を、学校長を經由して市長に提出しなければならない。ただし、申請時期については市長が特に必要であると認めるときに限りこれを変えることができる。

(事務委任)

第5条 前条に規定する申請書の提出により、保護者(転出した者は除く)は次の行為についての権限を学校長に委任するものとする。

(1) 補助金交付決定通知書の受領行為

(2) 保護者が指定する金融機関の口座への振込依頼行為

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、学校長から第4条の規定による申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、結果は交通機関利用児童・生徒通学費補助金の交付決定通知書(様式2(様式略))により学校長に通知するものとする。

(交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、前期分の補助金にあつては当年11月に、後期分の補助金にあつては翌年3月に支給する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(補助金の取消と返還)

第8条 市長は補助金の交付を受けたものが申請書に偽りの記載をしたことにより補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を取消、返還を命ずることができる。

(手続の省略)

第9条 補助金の交付手続については、規則第12条及び第13条の規定による手続を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

公共交通機関を利用した場合の交通費の支給額

利用交通機関	前期分及び後期分ごとの支給額	
バ ス	6 か月を通じて利用した場合	利用区間の通学定期運賃（注1）（小学生にあっては小人通学定期運賃）の4倍（注2）の額の3分の2に相当する額（10円未満切り捨て）の2分の1の額。
	前期又は後期の途中（注3）に転入、転出その他の理由で、利用期間が6か月に満たない場合	利用区間の通学定期運賃（注1）（小学生にあっては小人通学定期運賃）の4倍（注2）の額の3分の2に相当する額（10円未満切り捨て）の2分の1をその利用月数により按分した額（10円未満切り捨て）。
電 車	6 か月を通じて利用した場合	利用区間の6か月通学定期運賃（小学生にあっては小人通学定期運賃）の2倍の額の3分の2に相当する額（10円未満切り捨て）の2分の1の額。
	前期又は後期の途中（注3）に転入、転出その他の理由で、利用期間が6か月に満たない場合	利用区間の6か月通学定期運賃（小学生にあっては小人通学定期運賃）の2倍の額の3分の2に相当する額（10円未満切り捨て）の2分の1をその利用月数により按分した額（10円未満切り捨て）。

注1 発行可能な定期券の最長期間（3か月又は6か月）で算出する。

注2 3か月定期については4倍、6か月定期については2倍とする。

注3 前期又は後期の途中から利用開始した場合の利用月数とは、原則30日で1か月とし、通学定期有効期間の開始日から算出する。ただし、前記算出方法により余剰となる利用日数が15日以上となる場合の利用期間については、1か月切り上げるものとする。

自家用車で送迎する場合のガソリン代等の支給額

片道の使用距離		月額
2 キロメートル以上	3 キロメートル未満	2,000 円
3 キロメートル以上	6 キロメートル未満	3,000 円
6 キロメートル以上	9 キロメートル未満	4,500 円
9 キロメートル以上	12 キロメートル未満	6,000 円
12 キロメートル以上	15 キロメートル未満	7,500 円
15 キロメートル以上	18 キロメートル未満	8,900 円

前期分は月額×5 か月（夏休みは対象外）、後期分は月額×6 か月で算出される金額とする。

年度途中で転入、転出その他の理由で、利用期間が1年に満たない場合は利用月数による金額とする。

兄弟姉妹など2人以上を送迎する場合は、2人目以降は上記により算出される金額の2分の1を支給する。